

# 仕 様 書

## 1. 事業名

「せとうちをつなぐ」魅力的なコンテンツ造成・流通環境整備事業

## 2. 履行期間

契約締結の日～令和5年3月31日（金）

## 3. 事業の目的

コロナ禍後に実施したいこととして「外出に行く」の次に「国内宿泊旅行に行く」、4番目に「国内日帰り旅行に行く」と国内旅行への機運が高まっている中、ポストコロナにおける「混雑」や「密」の低減を前提とし、「せとうちならでは」の魅力に応えるコンテンツの要素を明らかとする。その要素を満たす体験・滞在コンテンツおよび旅行商品の発掘・企画開発手法を地域と連携して実現し、それらのコンテンツ・旅行商品を市場に届けるための情報発信力を強化する一連のプロセスまでを構築する。

本事業の注力ポイントとしてせとうち7県の魅力をせとうちの強みやブランドとなりうるサイクリングやクルージング、マリンアクティビティ等「共通テーマ」として絞り込み、7県共通で同じコンテンツ・旅行商品等を同じコンセプトに留意しつつ開発し、せとうちのリピーター拡大、複数回の来訪、周遊型旅行の推進等を行う。

そこで、一般社団法人せとうち観光推進機構（以下、機構という。）では、ポストコロナにおける国内旅行者のニーズの評価・検証に基づき、「せとうちをつなぐ」魅力的でかつ高付加価値な体験・滞在コンテンツを地域と連携して発掘・開発するとともにOTA等を活用し、せとうちエリアへの流入を促進し、地域への観光消費の向上に寄与する。

※せとうちエリアとは兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県とする。

※OTAとはOnline Travel Agentの頭文字の略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこととする。

## 4. 活動指針

せとうち圏内や大都市圏の在住者等の混雑や密の低減を意識しつつポストコロナのニーズを検証し、せとうち7県の魅力を「共通テーマ」に絞り込み、体験・滞在コンテンツ、旅行商品等のテーマを確立する。

そのニーズに応えることのできる地域の特性を活かした「せとうちならでは」で、かつ高付加価値な体験・滞在コンテンツ、旅行商品等を発掘および企画開発する。

またリピーター拡大、複数回の来訪、周遊型旅行の推進等を行うため、造成した体験・滞在コンテンツ、旅行商品等を、OTA等を活用し市場に流通させ、地域への誘客、観光消

費の向上を目指す。

販売期間中に都度評価検証を行い、次年度以降の更なる問題点の洗い出しとインバウンドへの活用についてのとりまとめも行う。

## 5. 業務内容

上記の活動指針を踏まえ、各地域事業者との連携やOTA等を活用して、以下（1）から（3）の業務を遂行すること。

ターゲットはせとうち圏内や首都圏、関西圏、北部九州等の大都市圏の在住者を想定しているが、コロナ禍における感染状況を鑑みながら、機構と協議の上決定する。

### （1）基本業務

業務活動計画、及び方法を提案し、事前に機構と協議の上、決定した後に遂行すること。活動計画の策定に当たっては、ワークショップ・検討会、活用するOTA等を具体的に示すとともに年間の具体的な活動量やスケジュール等を含めて提案すること。※過年度実施した事業で得た知見も加味する。＜別紙1＞

また、基本業務に関しては、「ア 滞在コンテンツの造成」に比重を置いて遂行すること。

#### ア 滞在コンテンツの造成

（ア）【評価・検証】せとうち圏内や大都市圏の在住者等の混雑や密の低減を意識しつつ「ポストコロナ」のニーズの変化を「魅力（集客力）」「満足度（期待値）」「情報発信力」の3点を中心として評価・検証を実施。各種既調査・情報の活用や外国人を含む専門家の知見も活用し、ポストコロナに求められるコンテンツの要素やせとうちらしい「共通テーマ」を明らかにすること。

（イ）【ワークショップ・検討会】ポストコロナのニーズに応えうる地域の特性を活かした「せとうちならでは」の体験・滞在コンテンツの開発手法を地域と連携して検討する。（ア）で検証した求められるコンテンツの要素を地域（事業者や観光団体等）と共有し、そこで求められる改善点や受け入れ体制等を専門家含めて検証し、開発の方向性を地域と共に検討する。またワークショップ・検討会は単なる情報提供だけでなく意欲ある事業者を多く集めコンテンツ開発および販売に自主的に機運を高める場とする。

※各県で1回の実施を必須とする。

※参加者の選定にあたっては機構と連携をとって進めること。

※ワークショップ・検討会に機構も参加することとする。

※コロナの感染拡大状況や緊急事態宣言等の状況を考慮し、リアル開催と並

行してオンラインでの実施や開催も検討すること。

- (ウ) 【発掘と磨き上げ】 ニーズに応えうる体験・滞在コンテンツを検討した開発手法を用いて、コンテンツ造成に知見と実績のある専門家を活用しながら、地域と協働して発掘や磨き上げを実施する。
- (エ) 【R3 年度造成コンテンツの更なるブラッシュアップ】: (ウ) と並行して過年度で造成・販売した 30 件の滞在コンテンツを知見と実績ある専門家とともに磨き上げ、販売を強化していく。造成した 30 件のコンテンツは下記参照  
<https://www.jalan.net/jalan/doc/news/button/1279424802/>
- (オ) 【モニターツアーの実施】 造成したコンテンツを域内周遊という観点で繋ぎ合わせる。そのため有識者を招請しモニターツアーを各県で実施し、各県 1 つ旅行商品を造成する。  
※インバウンド需要を見据え国内に在住している外国人専門家をモニターツアーに招集すること。  
※知見を高めるため各県担当者や機構メンバーが参加することが望ましい。
- (カ) 造成したコンテンツに関してインバウンド需要を見据え、外国人専門家等も活用し、評価・検証を実施すること。
- (キ) 現地事業者・観光団体・自治体等と造成した商品に関する情報を都度報告すること。

#### イ 旅行商品流通環境整備

- (ア) O T A 等（体験専門サイトや旅行会社の O T A 等）への掲載を必須とする。  
※販路拡大のため複数の O T A 等に掲載することが望ましい。
- (イ) 掲載内容を効果的に販売するため、特集・特設ページを展開すること。  
その際「共通テーマ」を意識した打ち出し方に留意すること。
- (ウ) O T A 特集・特設ページ内に旅行商品に対する割引クーポンを設定すること。  
割引クーポン予算として 300 万円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- (エ) 利用者の反応を踏まえ、随時掲載内容の見直しを行うこと。

#### (2) 報告業務

##### ア 月例報告

毎月前月実施した活動状況および販売実績を報告すること。

##### イ 年間報告書

- (ア) 提出物 事業実施報告書（A 4 判）3 部、および電子データ
- (イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構

(ウ) 提出期限 令和5年3月24日(金)

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ・ 事前に監督職員の承認を受けること。
- ・ 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ・ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

### (3) その他

(ア) 当事業に関する業務を円滑かつスピーディーに進めるため、よりシンプルな事業推進体制とすること。

(イ) 機構の実施する他の事業の立案・実施に参画し、本事業との連動により、効果の最大化を図るとともに、アドバイス・提案を行うこと。

(ウ) 必要に応じて、機構事務所で打ち合わせを実施すること。

## 6. 目標

(1) アウトプットとして「体験・滞在プログラム造成件数」84件以上(7県各12件)「旅行商品」7件(7県各1件)および割引クーポン設定枚数1,000枚を必須とする。

(ア) 各県均等に体験・滞在プログラムおよび旅行商品を造成することが望ましい。

(イ) サイクリングやクルージング等せとうちをつなぐ各県「共通テーマ」を6件以上造成すること。

(ウ) 「体験・滞在プログラム」に関して、既存コンテンツの磨き上げ、新たなコンテンツの発掘・開発等いずれも問わない。

(エ) R3年度で造成した体験・滞在プログラムが売れるコンテンツとなるように継続して見直し、改善・販売すること。

(2) アウトカムとして体験・滞在プログラムの参加者数計4,500人、売上額計2,250万円、旅行商品参加者数計200人、売上額400万円、および割引クーポン利用枚数1,000枚、OTA等を活用し、販売を促進する。

## 7. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定する。

また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

## 8. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については機構の指示に従う

こと。

## 9. 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

## 10. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記 (1) (2) (3) の規定は、「10. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 11. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) コロナ禍における感染防止による外出自粛等、業務の遂行に影響があるものについては、随時機構と協議の上、内容の一部変更・中止等の対応を取ること。

(一社) せとうち観光推進機構

担当：田代、穂本

電話：082 - 836 - 3217